

仕 様 書

平成 30 年 1 月
(公財) 東京都中小企業振興公社

1 件 名

ASEAN 等進出都内企業データ作成の委託

2 目 的

公社は ASEAN 地域等に進出している都内中小企業等の企業データ及び進出地域の状況、都内中小企業等のデータベースを構築し、公社事業の案内、セミナー等のイベント開催や企業訪問等の際に活用できるようにするために、本データの作成を委託する。

3 契約期間

契約締結の日から平成 30 年 3 月 31 日まで

4 納入場所

公益財団法人東京都中小企業振興公社 国際事業課

5 応募要件

委託業務を効果的かつ効率的に実施することができるものであり、委託事業を適切に遂行するに足る能力を有し、以下の要件をすべて満たしていること。

- (1) 東京都における平成 28・29 年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目 125 市場・補償鑑定関係調査業務」で登録があり、「C」以上に格付けされている者であること
- (2) 本業務に関し十分なノウハウを有し、それらを当公社又は同等規模以上の団体等に提供した実績を有している者であること
- (3) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (4) 東京都暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 18 日東京都条例第 54 号）に定める暴力団関係者または東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第 5 条第 1 項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る）でないこと
- (5) 実施部署が JISQ27001（旧 ISMS 認証基準）、または一般財団法人情報経済社会推進協会（JIPDEC）「プライバシーマーク」のいずれかの認証を取得していること。

6 データ作成の委託内容

以下の企業データの作成を委託する。

- (1) 進出対象国
ASEAN 地域 及び インド

(2) 対象企業

上記の進出対象国に進出している都内企業

(3) データ項目

①企業情報データ（都内企業 3400 社以上）

データ項目	《必須データ項目》 本社企業名、本店所在地、事業所数、代表者名、資本金、従業員数、資本金、従業員、評点、調査年月日、海外進出国、連絡先、業種、創業日、設立日、株式公開状況、主要仕入れ先、主要取引先、主要銀行、主要株主、決算時期、売上高（直近3年間）、税引き後利益額（直近3年間）、法人申告所得額（直近3年間）、自己資本比率（直近3年間）、役員構成、代表者情報、
-------	---

②調査対象国における進出増減数（2016年12月時点の都内企業2000社以上）

（2016年12月時点、2017年12月時点の比較増減）

ASEAN 諸国及びインドにおける都内企業進出における2016年と2017年で進出事業所数を比較すること（ただし、比較対象企業は同一でなくても可）。

目的：都内企業の進出動向について、進出国や撤退国の傾向を捉える参考情報として使用する。

7 成果品

- (1) 企業データ2部（日本語）紙媒体にて提出
- (2) 電子データ1式（日本語）CD-ROMにて提出
- (3) 提出期限：平成30年3月31日

8 その他

- (1) 業務の実施に際し、業務内容については事前に公社と打ち合わせを行うこと。
- (2) 受託者は、公社から提供されたデータ及び調査によって得られたデータについて、契約終了後、速やかに消去すること。
- (3) 本仕様書に記載のない事項等で疑義が生じた場合は公社と協議し、これを定める。

9 応募先・質問送付先

(公財)東京都中小企業振興公社

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-1-3

事業戦略部 国際事業課 担当：田中、山本

TEL: 03-5822-7241 FAX: 03-5822-7240

MAIL : y-yamamoto@tokyo-kosha.or.jp

別 紙

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。

2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託（下請負）禁止等)

3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に、再委託（下請負人には）できないこと。

4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託（下請負人と）していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。

5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力を行うこと。

7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。

8 再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者（下請負人）を指導すること。

9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと